

その他について

○2019年度 発達障がい者支援施策の実施方針

○長野県障がい者共生社会づくり条例（仮称）の検討状況について

2019年度 発達障がい者支援施策の実施方針

長野県発達障がい者支援対策協議会

1 課題

県では、平成24年1月の「発達障害者支援のあり方検討会報告書」を踏まえ、発達障がいの早期発見・早期支援、ライフステージを通じた切れ目ない一貫した支援体制の整備等を行ってきた。その結果、市町村の乳幼児期健診におけるM-CHAT導入率の増加や、発達障がいサポート・マネージャーの全圏域配置による支援者支援の実施など、一定の成果を挙げてきたが、一方で以下のような新たな課題も見えてきた。

- (1) 教員等の知識、対応力向上の必要性
- (2) 発達障がい者の自立・就業に対する更なる支援の必要性
- (3) 発達障がい者やその家族に対する周囲のフォロー、理解の不足
- (4) 発達障がいを診療できる医師の不足

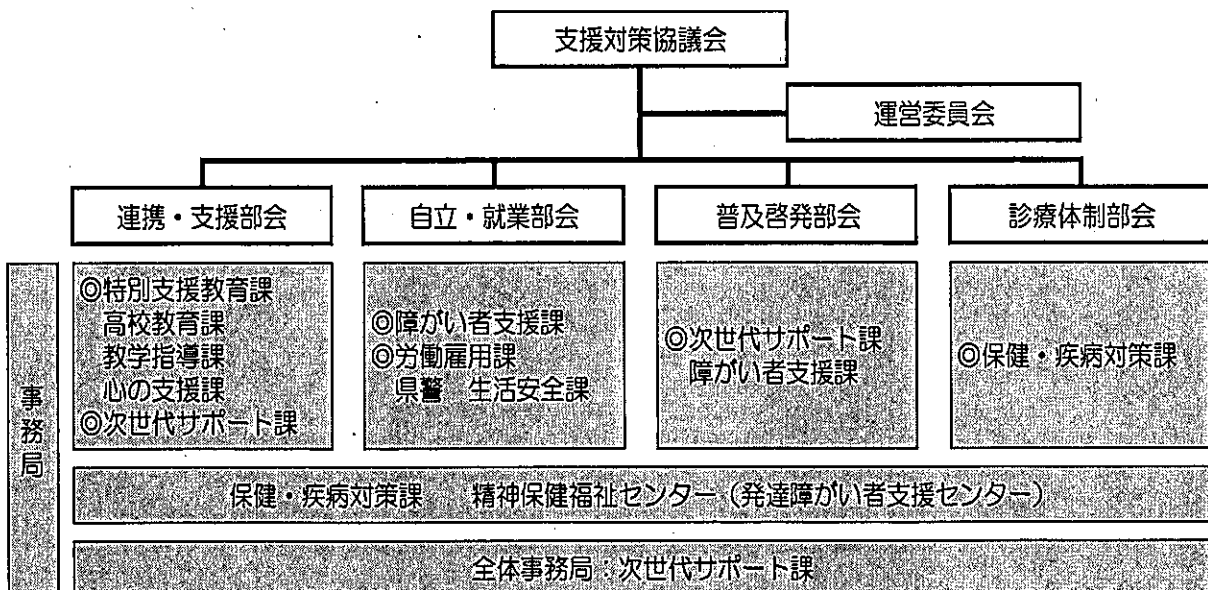
そこで、これらの課題に対応していくため、「発達障害者支援のあり方検討会報告書」の枠組みを見直すとともに、今後の支援体制を新たな課題に対応する形へと転換していく必要がある。

2 新たな課題に対応していくための体制

「発達障害者支援のあり方検討会報告書」の枠組みを見直し、今後の支援体制を新たな課題に対応する形へと転換していくにあたり、現行の発達障がい者支援対策協議会の体制を新施策の協議にふさわしい体制へと刷新していく必要がある。

- (1) 共に教育委員会との関わりがある連携推進部会・支援力向上部会を統合する。
- (2) 新たに自立・就業支援を担当する部会を設立する。
- (3) 各部会の事務局を部会検討事項と最も関係が深い課にすることにより、部局横断的に施策の協議を行う。

【組織図】



3 新たな施策の柱

「発達障害者支援のあり方検討会報告書」では、「全般的な分野の専門家の配置」、「情報共有のための環境整備」、「専門的な支援技術の強化」、「社会の理解と協力を促すための普及啓発」、「発達障害診療の体制整備」の5つを施策の柱としてきた。

新体制においては、発達障がいサポート・マネージャーからの提言および発達障がい者支援対策協議会での委員意見を踏まえ、以下の4つを施策の柱とし、各部会で検討を深めていく。

- ① 幼児教育・保育・学校等のすべての教員や各種相談担当者の基礎的知識と対応力向上
⇒ 連携・支援部会
- ② 一般就労を視野に入れた働く職場の拡大、司法分野の理解力向上
⇒ 自立・就業部会
- ③ 発達障がい者やその家族に対する、周囲のフォロー体制の充実・理解の促進
⇒ 普及啓発部会
- ④ 専門医の確保等による診療体制の更なる充実
⇒ 診療体制部会

また、各部会の検討項目詳細は、下表のとおりとする。

【各部会の検討項目詳細】

部会名	検討項目
連携・支援部会	発達障がいサポート・マネージャー、学校等との連携強化、 専門職の人材育成、放課後支援、 保育士の発達障がい児への対応力向上研修 <u>乳幼児健診の現状確認及び幼児教育への連携のあり方</u> <u>教育と医療の連携（ライフステージごとの診療のポイント）</u> 等
自立・就業部会	就業支援（ジョブコーチ等）、就労支援研修会、 ひきこもり等に対する社会自立に向けた支援（居場所プロデュース） <u>企業に対する支援及び理解啓発</u> 司法・警察との連携 等
普及啓発部会	一般市民への普及啓発、 基礎自治体（市町村）の相談窓口の基礎的理解の向上、 家族支援（ペアレント・トレーニング等）、 ペアレント・メンター、わたしの成長・発達手帳の普及、 発達障がい者サポーター養成講座による理解啓発及び講師の育成 <u>乳幼児期の保護者に対する理解啓発、</u> <u>発達障がい児者における医療と教育と福祉の合同研修会</u> <u>世界自閉症啓発デー</u> 等
診療体制部会	発達障がい診療地域連絡会による診療体制の整備、 発達障がい専門医及び診療医の育成、 発達障がいかかりつけ医研修、 子どものこころ診療ネットワーク事業 等

長野県障がい者共生社会づくり条例（仮称）の検討状況について

長野県 健康福祉部 障がい者支援課

1 長野県社会福祉審議会障がい者権利擁護専門分科会での検討

回	月日	検討事項
第1回	6月13日	条例の性格、障がい者の範囲、差別の定義、基本理念 等
第2回	7月22日	差別の対象範囲・付帯条件、県民事業者の役割 等
第3回	8月30日	当事者との意見交換、教育の重要性、差別禁止の仕組み 等
第4回	9月17日	県の責務、市町村の役割、共生社会実現のための施策 等
第5回	10月28日	目的、前文に盛り込むべき事項、主な論点の再整理 等
第6回	11月21日 (予定)	条例骨子案 検討報告書（案）について 等

条例の内容を詰める上で論点となる14項目について、第5回までに一回議論を行った。出された主な意見等は以下のとおり。

項目	委員から出された主な意見
障がい者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・県民周知を図るために、一般の方に分かりやすい文言を使うこと。 ・障がいの社会モデルを踏まえ、社会的障壁により生活に制限を受ける方を幅広く捉えること。 ・医学的には該当しなくても、生きづらさを抱える人を考えること。
障がい者差別の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・差別を例示することは分かりやすいが、条文が長くなりすぎる上、全てを記載することは困難なので、包括的な表現にすること。 ・直接的差別に加え、間接差別や関連差別も加えること。 ・配慮を求める意思の表明自体が困難な者への対応を考えること。
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県が進めてきた地域生活移行の取組を入れること。 ・理解不足による無意識の差別が多いと思われるので、幼少期から障がい特性を学ぶことが重要で、理解促進や教育も入れること。 ・社会が障がいを受容すれば、当事者自身も受容しやすくなる。
差別の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の範囲は、自治会・PTA・各種団体等全てを対象とすること。 ・不当な差別的取扱いは、事業者や個人を含め、長野県では決して許さないとアピールすることは大切で、「何人も」との表現とすること。 ・「合理的配慮」という言葉が一般の県民には分かりにくい。
差別禁止を担保する仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉のまちづくり条例との整合性を図り、同様の仕組みにすること。 ・権限を基にした勧告等の行為ができるような条例にすること。 ・圧力による強制ではなく、対話により理解を求めることが重要。 ・関係する相談窓口の統合を考えること。
県の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の県施策への反映状況を定期的にモニタリングすること。 ・意思を表示できない者もいる中で、県として主体的に関わること。 ・自立と社会参加の前提として、地域生活移行の文言を入れること。 ・障がい当事者の声を施策に反映させることを明記すること。
市町村の役割 市町村との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の責務は市町村自らが考えるべきであり、県条例でそこまで規定することはするべきではない。 ・県は市町村の取組を積極的に後方支援すること。 ・市町村との連携は、役割分担の範囲について書き込むこと。

県民・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の役割として規定するよりも、共に暮らす中で、互いに認め合い、尊重し合う関係性ができていく、プロセスが重要であること。 ・対立の構図で考えるのではなく、対話の中で解決を図ることが重要。 ・事業者の役割では、当事者の意思を最優先することを明記すること。 ・合理的配慮を考える段階で、建設的対話を行うことを盛り込むこと。
共生社会実現のための施策	<p>【教育】 重度障がい、医療的ケア児に焦点を当てること。当事者の意思の尊重、障がい理解の教育、インクルーシブ教育を進めること。</p> <p>【スポーツ】 欧米におけるスポーツ参加の機会保障を参考にすること。</p> <p>【文化芸術】 文化芸術鑑賞に積極的に参加できる場を設置すること。</p> <p>【情報保障】 災害時などの視覚・聴覚障がいへの配慮を盛り込むこと。</p> <p>【意思疎通支援】 行政文書全てを点字化することは不可能で不要。こうした合理的配慮に限界があることを共通認識とすること。</p> <p>【選挙】 選挙権への配慮だけでなく、障がい者の被選挙権への配慮についても規定し、政治参加全般を保障すること。</p> <p>【虐待防止】 施設職員の内部通報に対するサポート体制を明記すること。</p> <p>【医療を要する障がい者への支援】 医療から早い段階において福祉につなげるような取組みが重要。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション弱者に対しての情報保障を盛り込むこと。 ・条例施行後の検討は、3年に1度程度の見直しは必要
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・誰にでも分かりやすくすること。 ・障がい者の「人格」と「個性」の尊重について明記すること。 ・障がい者の能力を見出す内容を明記すること。
前文に盛り込むべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域移行」等、長野県らしさを明記すること。 ・外国人障がい者に対する内容を明記すること。 ・「社会モデルの実現」及び「本人の意思決定の尊重」を盛り込むこと。 ・本来の場所に支援や配慮が入るような施策を盛り込むこと。

2 政策対話の実施

9月1日（日）に県立長野図書館で「共生社会づくりについて」をテーマに開催。県民23名が参加。当日出された主な意見は以下のとおり。

<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターや多目的トイレなど、バリアフリーの設備は充実してきたが、当事者目線が欠けていて、ちょっとした配慮が足りず、使いにくいことがあって残念。 ・障がい児を分けるのではなく、小さな頃から自然な形で交流することが障がい理解に重要。障がい者も高齢者も当たり前と一緒に暮らす、ごちゃまぜの社会がいい。 ・地域には意欲ある方々が大勢いるので、行政も住民にもっと頼ってほしい。
--

3 当事者団体及び事業者団体等からの意見聴取

これまで14団体・事業者から意見を聴取し、障がい者権利擁護専門分科会へ報告。

<p>【障がい当事者団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に任せ、責任を持たせる内容の記載を希望する。 ・最近では権利を声高に主張する人が増えており、事業者への責務を詳細に書き込むと重箱の隅をつついたようなクレームにつながる可能性がある。 ・条例に女性障がい者への差別を明記することで、差別が解決される可能性がある。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例により合理的配慮を意識することは意義あるが、きちんと守れるか心配がある。 ・合理的配慮をどこで折り合うか、その接点を見出すコミュニケーションが重要。 ・条例で縛る部分は最初から厳しくせずに、徐々に進めてもらいたい。
--

4 県民からの意見募集

7月8日から県ホームページで募集しており、10月31日までに89件の提出あり。

長野県共生社会づくり条例(仮称)の策定状況について

長野県健康福祉部障がい者支援課

1 現在の検討状況

社会福祉審議会障がい者権利擁護専門分科会で検討を行っている。

- ・ 開催回数 5回
- ・ 議論すべき論点の整理は終了
- ・ 県民からの意見募集、障がい者団体や事業者から聞き取り、障がい者による意見発表、政策対話など、様々な方から意見をお聞きし、分科会へ報告

2 今後の予定(分科会事務局案)

- ・ 専門分科会へ報告書の素案の提示 11月21日(第6回分科会)
 - * 素案の内容:全体骨子、今まで検討した事項の方向性を示す
- ・ 専門分科会へ素案提出後に下記の意見聴取を行う 12月末までの予定
県民との意見交換会、障がい者団体への意見募集(書面)、県民からの意見募集
- ・ 専門分科会からの報告書の提出 1月中
- ・ 社会福祉審議会から県への答申 1月～2月
- ・ 答申を受けて県としての案を作成、公開 2月中
併せて再度の意見募集(県民、障がい者団体等)
- ・ その後、県議会へ条例案を提出(時期未定)

3 現在お話できるもの 専門分科会での検討状況

分科会での検討 → 報告書案の検討 → (意見募集等) → 報告書を県へ提出 →
県の案提示 → (意見募集等) → 条例案提案 → (議会審議) → 条例成立

したがって、今回お話する内容は、専門分科会で議論された内容であり、

各段階で修正されることは十分考えられる。

→ 今回お話したことが、条例案になるとは限らない

4 分科会での検討の方向性（主なポイント）

○ 基本なる考え方は

- ・ 幼少期からの「学び」と「障がい者と共に活動」
- ・ 本人の意思による「選択の尊重」

(1) 障がい者差別の解消を担保する仕組みは、「規定すべき」という方向

「あつせん」 → 「勧告」 → 「公表」という仕組みを構築

(2) 障がい者差別の禁止について

不当な差別的取扱い 法の規定「県・事業者」 → 「何人」に拡大すべき

(3) 不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供

「対話してもなお、障がい者が望む対応が困難な場合は、障がい者にその旨説明し、理解を得るように努める」という趣旨の条文を条例の中に盛り込むことが必要ではないか

(4) 「障がい者差別事象の分析、公開」を条例に盛り込むという意見がある。

(5) 「障がい者施策における当事者意見の反映」という内容を条例に盛り込むという意見がある。

令和元年度 長野県自立支援協議会 開催予定日

開催月	開催日	開催時間	開催場所
3月	17日(火)	13:30 ~ 16:00	県庁